

「居宅介護支援事業所ぎのわんおもと園」重要事項説明書

医療法人おもと会

ご利用者に対する居宅介護支援にあたり、介護保険法に関する厚生省令37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

当事業所は介護保険の指定を受けています。
居宅介護支援事業（沖縄県指令 第2433号）
事業所番号 4750580013

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人おもと会 |
| (2) 法人所在地 | 沖縄県宜野湾市嘉数4丁目4番10号 |
| (3) 電話番号 | 098-898-1010 |
| (4) 代表者名 | 石井 和博 |
| (5) 設立年月日 | 平成11年9月13日 |

2 事業所の概要

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所ぎのわんおもと園 |
| (3) 事業所所在地 | 沖縄県宜野湾市嘉数4丁目4番10号 |
| (4) 電話番号 | 098-898-1010 |
| (5) 事業所管理者 | 仲栄真 伸 |
| (6) 事業所開設（サービス）年月日 | 平成11年9月13日 |

3 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 介護支援専門員を法令に従い配置します。
- ② 介護支援専門員は、契約者が居宅サービスを適切に利用できるよう、契約者の心身の状況、置かれている環境や契約者及びその家族の希望等を考えて、居宅介護サービス計画を作成します。
- ③ 介護支援専門員は、その介護サービス計画に基づき、居宅サービス提供が確保できるよう居宅サービス事業者との連絡調整をいたします。

④ 契約者及びその家族の同意を得たうえで、適切な居宅サービス等が提供できるよう居宅介護支援を実施いたします。

4 職員の職種、人数、及び職務内容

管理者 1名：事業所を代表し、業務の統括の任にあたります。

他の業務と兼務しても差し支えないものとします。

介護支援専門員 ・・・ 6人（兼務 1名）

5 営業日及び営業時間

平 日：8時30分～17時30分まで（土日祝祭日を除く）

時間外：17時30分以降は、併設（介護老人保健施設）の職員でご用件を受け賜ります。後日、介護支援専門員よりご連絡をさしあげることとなります。

土日祝祭日：併設（介護老人保健施設）の職員でご用件を受け賜ります。

後日、介護支援専門員よりご連絡をさしあげることとなります。

6 サービスの提供方法、内容

- ・ 居宅サービス計画の作成
- ・ 居宅サービスの調整
- ・ 給付管理票の作成
- ・ 申請の代行業務
- ・ その他、居宅介護支援業務

7 利用料及びその他の費用

指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（無料）

（1）居宅サービス計画作成の報酬

契約書第8条で定めてあります。契約者の個人負担ありませんが、法定代理受領として事業者が直接国民健康保険連合会（国保連）から料金を受領いたします。

（2）居宅サービス事業者との連絡調整手数料

居宅サービス事業者並びに契約者に負担は求めません。

（3）給付管理業務の報酬

契約者に負担は求めません。

（4）要介護認定等の申請代行業務について

要介護認定申請、要介護認定変更申請は代行いたしますが、契約者に負担は求めません。

8 通常の事業の実施区分

宜野湾市、浦添市 **※その他地域は相談に応じる。**

9 苦情申立の制度

苦情申立については、窓口を下記のとおり設置し、迅速かつ的確に対処いたします。尚、解決困難な事項につきましては関係機関の指導を仰ぎ、誠心誠意対応いたします。

・窓口 ①居宅介護支援事業所ぎのわんおもと園 担当者 仲栄真 伸
下記関連機関にも苦情申し立てできます。

- ・保険者：各市町村の介護保険課(宜野湾市介護長寿課 893-4411)
- ・国民健康保険団体連合会：国保連(860-9026)

10 事故発生時の対応

- (1) 管理者は、利用者に対する在宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係るサービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 管理者は、利用者に対する在宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 管理者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 当該事業所職員は、当該事業所職員である期間および当該事業所職員でなくなった後についても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう事前に誓約書をとり対策を講じます。
- (2) 介護保険サービスの利用のための市町村、その他の居宅介護支援事業者や介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供については事前に同意を得ます。
- (3) 質の向上のための学会、研究会などでの事例研究発表等については同意を得て行います。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用します。

平成 年 月 日

指定居宅サービス計画書の作成に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 介護支援専門員

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏 名

印